

# 東京産食材を使用した米粉パン商品開発支援事業実施要領

5 米利推委第 7 号

令和 5 年 5 月 1 5 日

## 第 1 趣旨

東京産食材を使用した米粉パン商品開発支援事業実施要綱（令和 5 年 5 月 15 日付 5 米利推委第 7 号、以下「実施要綱」という。）に基づく東京産食材を使用した米粉パン商品開発支援事業（以下「本事業」という。）は、実施要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところにより実施するものとする。

## 第 2 事業の内容

- 1 実施要綱第 2 に規定する「東京産食材を使用した米粉パンの商品開発」（以下「本事業」という。）とは、事業実施主体が消費者向けに販売する米粉パンの開発で、補助金交付決定通知書の補助事業対象期間（以下「対象期間という。」）終了までに商品化する取組とする。
- 2 商品開発する米粉パンは、東京産食材又はそれらを主原料とした加工品等を使用し、生地等に米粉を活用したものとする。
- 3 本事業の補助対象経費は、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。
- 4 商品化した米粉パンについては、東京都が実施する「TOKYO JAPAN キャンペーン事業」のロゴマークの入ったグッズを活用した PR 及び 1 か月以上の販売に努めることとする。

## 第 3 事業実施主体

実施要綱第 3 に規定する事業実施主体は、都内に主たる事業所がある食品製造事業者のうち、法人事業税、法人住民税等を滞納していない（都税事務所と協議のもと、分納している期間中も含む。）ものとする。

## 第 4 事業計画

- 1 事業実施主体は、本事業の交付申請時に、事業の内容等について記載した事業計画を別に定める様式により提出するものとする。
- 2 事業実施主体は、事業計画の内容等について次のいずれかに該当する変更を行う場合は、前項の規定を準用するものとする。
  - (1) 事業内容の著しい変更
  - (2) 総事業費の 3 割を超える変更

## 第 5 報告

事業実施主体は、本事業の完了時、又は補助事業が完了しない場合で対象期間が終了したときは、当該事業実績について記載した完了報告（補助事業が完了しない場合で対象期間が終了したときは、その時点での実績）を別に定める様式により提出するものとする。

## 第 6 提出書類

事業内容の一部又は全部を他の業者に依頼する場合には、原則として次の 3 点を提出するもの

とする。

- (1) 業者選定にあたり、どのように業者を選定したのかを合理的に説明できる書類（2者程度の見積書等）
- (2) 契約内容を確認できる書類（契約書の写し等）
- (3) 履行の確認ができる書類（委託完了届及び実績報告書等）

## 第7 情報公開

情報公開の観点から、委員会は、事業完了後に、事業名、事業実施主体名、補助金額等を公表することができるものとする。

## 第8 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、委員会委員長が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和5年5月15日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和6年3月26日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。